

令和4年流山市教育委員会議第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年4月28日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時00分
- 2 場 所 流山市役所 305会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 割田 由佳
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 2名
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 宮本 信一
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 南 暁男
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|-----------|-------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 山田 大輔 |
| | | 教育総務課主事 | 石戸 寛諭 |

8 議案等

- 議案第 17 号 流山市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 3 号 臨時代理の報告について（令和 4 年 4 月 1 日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動内申）
- 報告第 4 号 臨時代理の報告について（流山市生涯学習審議会委員の委嘱について）
- 報告第 5 号 臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）
- 協議 オ 教育財産の目的外使用について（流山市立鱈ヶ崎小学校）
- 協議 カ 教育財産の目的外使用について（流山市立長崎小学校）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

- | | |
|-------|---|
| 田中教育長 | <p>開会に先立ちまして、私から一言申し上げます。</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日付けで人事異動がありましたので、紹介いたします。</p> <p>（職員 自己紹介）</p> |
| 田中教育長 | <p>職員一同、流山市の教育の発展に全力で取り組んでまいり所存ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまから、令和 4 年流山市教育委員会議第 4 回定例会を開会します。</p> <p>本日の教育委員会議を傍聴したい旨、2 名の方から申入れがあります。また、傍聴人より写真、映画等の撮影及び録音等の許可申請があります。教育長として、これを許可したいと思います。</p> <p>（傍聴人 入場）</p> |
| 田中教育長 | <p>傍聴人の方をお願いいたします。</p> <p>会議中は発言を控え、静粛に傍聴していただき、特に、秩序を乱し、又は会議を妨害する行為をした場合、退場をしていただくこととなりますので、よろしく御協力をお願いいたします。</p> <p>まず、令和 4 年流山市教育委員会議第 3 回定例会の会議録をお配りしており</p> |

ますが、御意見、御指摘がございますか。

(一部修正の指摘あり)

田中教育長

一部修正の上、承認ということにします。

これより議事に入りますが、各課等報告のうち、「いじめ重大事態の発生について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により、非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よってこの案件につきましては非公開とします。

それでは議事に入ります。

議案第17号「流山市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(流山市立図書館において「無断で館内の撮影をすること」を禁止する規定を追加する旨の説明)

本案は、流山市立図書館において、無断で館内の撮影をすることを禁止する規定を追加するものです。今回の改正背景ですが、近年、スマートフォン、タブレット等の普及が急速に進み、日常生活において誰もが容易に撮影することが可能となっております。図書館の利用者も、その多くがこれらの機器を持ち込んで御利用されているものと想定されますが、館内で自由に撮影が行われると、さまざまなシャッター音が響くことにより静粛が乱され、他の利用者の迷惑になるほか、撮影した画像に他の利用者の容姿が映り込む可能性もあり、プライバシーの侵害の恐れがあるほか、SNS等インターネット上への投稿も懸念されます。現行の規則では、第4条で5項目の禁止行為を列記しておりますが、館内の撮影については明示しておりません。そこで改正後の第4条第4号に「無断で館内の撮影をすること」を加え、撮影の禁止を明確化することにより、利用者が安心して図書館を利用できる環境を確保しようとするものです。

田中教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
杉浦教育長職務代理者	スマートフォンやタブレットを持っている人が撮影するとシャッター音等が他の人の迷惑になる、という背景があるということでしたが、今までに撮影で迷惑している等の苦情が図書館に寄せられていた経緯はあったのでしょうか。また、利用者から撮影したいと申出があった場合、許可する基準はどのようにお考えですか。
図書館長	許可する基準は特に設けてはおりませんが、普段の書架の中での撮影は基本的には許可しないと考えています。また、図書館の場合はイベント等で、皆さんで写真を撮ることがありますので、そうした場合の撮影は可能と考えています。
生涯学習部長	苦情等につきましては、実際にきております。
田中教育長	ほかに御質問はありますか。 (特になし との声あり)
田中教育長	質問がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
田中教育長	御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、報告第3号「臨時代理の報告について（令和4年4月1日付け流山市教育委員会職員（管理職）人事異動内申）」を議題とします。 報告理由の説明を求めます。
教育総務課長	(令和4年4月1日付けの流山市教育委員会職員（管理職）の人事異動内申について臨時代理した旨の説明)

令和4年4月1日付けの流山市教育委員会職員（管理職）の人事異動内申につき、流山市教育委員会組織規則第5条第1項の規定により、臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

質問がないようですので、報告第3号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第4号「臨時代理の報告について（流山市生涯学習審議会委員の委嘱について）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

生涯学習課長

（流山市生涯学習審議会委員のうち学校教育関係者1名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱する旨の説明）

流山市生涯学習審議会委員につきましては、令和3年1月24日付けの任期満了に伴い、令和2年流山市教育委員会議第12回定例会において新たな委員12名の委嘱について議案を提出し、御承認いただいたところです。このうち、今回学校教育関係の委員1名について、本年4月1日付けの人事異動に伴い、流山市小中学校長会から教員の委員の推薦があったため、同日付けでおおぐろの森中学校校長 前川 秀幸氏を委嘱したものです。前川委員の任期は、前任者の残任期間である令和4年4月1日から令和5年1月24日までとなります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

質問がないようですので、報告第4号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第4号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第5号「臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

生涯学習課長

(流山市青少年指導センター運営協議会委員のうち県職員・県警警察官・学校教育関係者各1名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱する旨の説明)

流山市青少年指導センター運営協議会委員につきましては、令和3年流山市教育委員会議第5回定例会において、新たな委員15名の委嘱について議案を提出し、御承認いただいたところです。このたび、千葉県内の職員、千葉県警察の警察官、小中学校の校長の委員につき、各1名について令和4年度人事異動に伴い、各団体の推薦母体から、推薦委員の変更に係る申出があったことから、別紙名簿のとおり3名を令和4年4月1日付けで委嘱したものです。任期は、前任者の残任期間である令和4年4月1日から令和5年5月31日までとなります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第5号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第5号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議オ「教育財産の目的外使用について（流山市立鱈ヶ崎小学校）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

（東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社長 岡村 智紀から、電気事業及び電気通信事業の用に供するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明）

本件は、流山市立鱈ヶ崎小学校の支線1本につき目的外使用をするというものです。使用者は東京電力パワーグリッド株式会社、目的は、既存電柱老朽化に伴う補強工事の一環としての支線柱及び支線新設のためです。支線柱は道路上に新設予定です。使用料は免除となります。使用期間は令和4年4月28日から令和5年3月31日までとし、令和5年4月1日以降については1年を期限とし、支障がない場合は毎年度更新するものとします。場所は、鱈ヶ崎小学校の南側となります。道路の方に支線柱があり、それを支える支線が校内に1本入るということで、その1本についての目的外使用許可となっております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

質問がないようですので、協議オは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議オは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議カ「教育財産の目的外使用について（流山市立長崎小学校）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市教育委員会から、流山市立長崎小学校の校舎の一部を放課後児童健全育成事業実施のため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本件は、流山市立長崎小学校の一部を流山市教育委員会が使用するものです。目的は、放課後児童健全育成事業の実施、既存学童ルーム改修時の際の一次的な使用、学童利用ということになります。使用料は免除といたします。許可期間は令和4年4月28日から令和4年7月31日までとします。場所は1階特別支援教室1室と4階普通教室1室の計2室で、面積は2室合わせて125.3684平方メートルとなります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

山本委員

使用期間は令和4年4月28日から7月31日までということですが、新たに建設するまでのつなぎの場所ということで理解してよろしいですか。

学校施設課長

はい。工事中ということでの7月31日までとしています。

山本委員

長崎小学校の児童数は増えている状況ですが、その状況の中で迷惑がかからない場所を使われるという認識でよろしいですか。

学校施設課長

はい、当然学校側と調整した上で、学校教育に支障がない範囲での教育外目的使用としておりますので、学校教育には支障がないと考えております。

山本委員

このように小学校の教室を、放課後の学童の場所として使うということは、他校でもまだ存在している傾向ですか。

教育総務課長

校内を使用している学童は他にも存在します。今回の長崎小学校については、既存の学童施設に老朽化している箇所があり、その改修工事期間にお借りするということで設定しています。

羽中田委員

特別支援教室は2室しかありませんが、1室は学童に使用し、日中は特別支援教室として使用するのですか。それとも元々空いている教室なのでしょ

うか。

教育総務課長 そちらについては学校側と協議し、1日を通して貸していただけるという調整ができましたので、そのような形になっています。

羽中田委員 ということは、長崎小学校は、特別支援教室は1室しか使用していないということでしょうか。

学校施設課長 基本的には学童は放課後で日中は学校としても使えるということですので、時間帯がずれるということから、学童への一時的使用というのは、特段学校教育に支障があるものではないかと思えます。長崎小学校の特別支援教室が1室か2室かは、確認させていただきます。

羽中田委員 支障のないようによろしくお願いします。

学校施設課長 はい、学校教育には全く支障がない形で進めたいと思います。

杉浦教育長職務代理者 学童は19時程度までだと思うのですが、19時まで教室を使用すると、最終的な学校の戸締りは誰が行うのかということと、本日ここで審議してということで4月28日からであると思うのですが、なぜ4月1日のように年度のきりの良い時期ではなくこの日からになったのでしょうか。

教育総務課長 戸締りの件についてですが、学童は延長保育も含めると19時までとなるため、学校側と協議をしたところセキュリティの関係で問題がありました。そこで、既存の学童施設には部屋が2つあるのですが、改修工事は2部屋同時ではなく1部屋ずつ行うため、1部屋は支障なく使用できるということで、延長保育を希望される児童については、学校ではなく既存の学童施設に行ってもらう形で調整しております。ですので、学校の戸締りは通常どおりとなります。

学校施設課長 期間につきましては、教育委員会議での了承をもってということで本日の日付とさせていただきますが、まず、4月1日からではないのは、まだ工事が始まっていないので、借りなくてもまだ大丈夫だということです。

割田委員 今回使用する2教室は、日中は普通の授業を行い、放課後になってから学童で使用するということなのですか。

学校施設課長 学校側としては日中は使用し、夕方から学童として使用する、というやり方を基本的にとっていますので、日中使用するかどうかは確認させていただければと思います。

割田委員 以前も、学校の中を学童として使用する時に意見させていただいたことなのですが、普段使っている時は、机やロッカーの中に私物が入っている可能性があったり、掲示物が学童の生活時間の中で外されてしまったり等のトラブルがあるかもしれないので、そのあたりのルールを決めておいた方がよいと思います。

学校施設課長 はい、確かに紛失物という恐れもあるので、その辺りは徹底したいと思います。また昼間と夕方の使い方について、今の実態がどのようなになっているのかというのは再確認させてください。

田中教育長 実際に、現在小山小学校では、昼間は小山小学校の教室として使用し、放課後は学童で使用している教室がありますので、小山小学校を参考としながら行っていくのがよいかと思います。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議力は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議力は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長	(おおぐろの森中学校の開校を祝う会及び施設見学会について報告)
いじめ防止相談対策室長	(流山市いじめ防止基本方針(案)に係るパブリックコメント実施結果について報告)
生涯学習課長	(市民音楽祭の開催について報告)
公民館長	(教育委員会共催事業「キャリア教育として職業人講話」、家庭教育講座合同講演会「子どもたちの人間関係」、夏休み子ども教室について報告)
図書館長	(第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定記念イベントについて報告)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
田中教育長	特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。 続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入りますので、傍聴人の方は退席願います。 (傍聴人 退席)
田中教育長	それでは、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。
いじめ防止相談対策室長	(いじめ重大事態の発生報告について)
田中教育長	以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。 それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。
事務局	次回の教育委員会議は、5月26日(木曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、5月26日(木曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和4年流山市教育委員会議第4回定例会を終了します。

(閉会 午前11時00分)